

(1) 支出内容のさらなる可視化

- ・会計帳簿、請求書、納品書についても議長提出書類とする。
- ・領収書や会計帳簿等についてもインターネット公開を行う。

(2) 活動内容のさらなる可視化

- ・調査委託にかかる成果物及び契約書を議長提出書類とし、インターネット公開を行う。
- ・調査委託にかかる届出・報告に、選定理由、会社概要、実績、調査方法を明記する。また、成果物の第三者による評価ができる体制を整える。
- ・広報印刷物の印刷物、印刷部数、配布方法、配布地域等を議長に提出・報告し、インターネット公開する。
- ・調査委託などアンケート調査のバックデータを会派保存する。また、すべての支出に活動報告書の提出を義務付け、インターネット公開を行う。

※調査委託にかかる成果物の議長への提出は、平成27年7月3日の代表者会議において決定している。

(3) チェック体制の強化

- ・会派内での後払い方式を徹底し、領収書・成果物を経理責任者がチェックし、領収書のみでの支払いは原則行わない。また、業者等への支払いは原則振込みとする。
- ・税理士・公認会計士など第三者機関による政務活動費に対する監査を行う。また、議長が年数回、出納検査を行う。
- ・内部監査において監査委員会を活用する。また、会派内での自主監査の強化として、監査体制を作り経理責任者が監査を行う。
- ・市会による是正勧告や告発をルール化する。

(4) その他の事項

- ・経理責任者等に対する定期的な講習を実施する。
- ・議員活動の実態に応じた内容へ経理要綱の改正を行う。
- ・一人会派の領収書及び成果物の保管は市会事務局で行う。
- ・政務活動にかかる市民報告会を実施する。
- ・会派の責務や説明責任などの責務規定を条例に新設する。
- ・学識経験者等による議長諮問機関を設置する。
- ・費用弁償を廃止し、交通費実費支給とする。